

# 方 法 市 長 意 見 書

(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に関する横浜市環境影響評価条例第 21 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

横浜市長 山 中 竹 春

本事業を進めるに当たっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意してください。

## 1 事業計画

### (1) 事業計画

他の事業との関連性に強い関心が寄せられているため、準備書において、隣接事業や旧横浜市庁舎街区の事業との関連性についての配慮を記載してください。

### (2) 緑化計画

植栽する樹種の選定にあたっては、動物の調査結果も踏まえてください。

### (3) 施工計画

土壌調査により汚染が確認された場合を想定し、法令やガイドライン等に基づく具体的な対応を、準備書に記載してください。

## 2 環境影響評価項目

### (1) 全般

#### ア 全般

隣接事業や旧横浜市庁舎街区の事業との関連性を踏まえた調査、予測及び評価を行い、環境配慮の具体的な内容を準備書に記載してください。

### (2) 工事中及び供用時

#### ア 大気質

近隣の旧横浜市庁舎街区事業の影響も考慮して、調査、予測及び評価し、必要な環境保全措置を記載してください。

イ 地域社会

混雑が予測される交差点では、実測値を用いた飽和交通流率を算出してください。また、滞留長が十分に確保できるかを予測及び評価してください。

(3) 供用時

ア 景観

周辺の歴史的な景観との調和にかかる配慮の内容について、準備書に記載してください。